

発議第8号

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月26日提出

志摩市議会議長 金子研世 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 松井 研



令和4年 9月26日 可決

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。現在は教職員の給与費について、国がその3分の1を負担しているものとなっていますが、かつては教材費等も対象とされ、義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保される要因となっていました。

志摩市では、1人1台タブレット型端末の配付や校内Wi-Fi環境の整備、情報教育支援員の増員など、国の施策などを活用しながらGIGAスクール構想に対応する必要な手立てを講じてもらっています。しかし、児童生徒が使用するタブレット端末の画面破損やパーツの亀裂などの不具合や故障も多く、1人1台端末を維持していくためには、端末の修繕や交換に係る十分な経費の必要性を実感しています。

より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新などもふくめ、教育環境の水準の維持向上にあたって自治体間格差を生じさせないようにするためにも、さらに、文部科学省が2024年度の本格導入に向けた実証事業を行っている学習者用デジタル教科書を採用していくのであれば、1人1台タブレット型端末利用に係る費用については、地方財政措置ではなく、国庫負担による安定した財源の確保が必要です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年 月 日

志摩市議会議長 金子 研世

衆議院議長	細田 博之	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
総務大臣	寺田 稔	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
文部科学大臣	永岡 桂子	様